

## 岡山大学地域総合研究センター規程

〔平成23年11月1日〕  
岡大規程第104号

改正：平成27年3月31日規程第37号

平成28年3月31日規程第51号

平成29年3月31日規程第15号

平成30年3月30日規程第12号

平成31年3月29日規程第16号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）第26条の規定に基づき、岡山大学地域総合研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）における大学・地域間の各種政策に関するコーディネート及びシンクタンク機能を持つとともに、組織的、能動的及び戦略的な社会貢献・地域連携を推進することを目的とする。

2 センターは、本学全学教育・学生支援機構と連携して、実践型社会連携教育を推進することを目的とする。

### (自己評価)

第3条 センターは、管理学則第11条の定めるところにより、センターに係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

### (教育研究活動等の状況の公表)

第4条 センターは、センターの活動及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

### (業務)

第5条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域と大学に関する各種政策のコーディネートに関すること。
- 二 地域研究及び事業開発に関すること。
- 三 全学の地域連携活動の支援に関すること。
- 四 実践型社会連携教育の推進に関すること。
- 五 その他地域との連携に関すること。

### (職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任の教員
- 四 実践型教育プランナー
- 五 本学の専任教員のうちからセンター長の推薦により学長がセンターに兼ねて勤務を命

じた者

六 その他必要な職員

- 職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
- 第1項第5号の職員が兼ねて勤務を命令される期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第7条 センター長は、本学の専任教授のうちから、学長が任命する。

- センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- センター長の任期は、任命した学長の任期を超えることはできない。
- センター長は、センターに関する業務を掌理する。

(副センター長)

第8条 副センター長は、本学の専任教授又は専任准教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 副センター長の任期は、推薦したセンター長の任期を超えることはできない。
- 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、岡山大学地域総合研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成23年11月15日から施行する。
- この規程の施行後最初に任命されるセンターに兼ねて勤務を命じられた者及び副センター長の任期は、第7条第3項本文及び第9条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第2条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- この規程の施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第8条第2項の規定にかか

ならず，平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。